|  |
| --- |
| 生活衛生関係営業の構造設備，衛生措置の基準等を定める条例骨子案に対して  市民の皆様からお寄せいただいた御意見と御意見に対する本市の考え方 |

１　市民意見募集の結果

⑴　実施期間

平成２３年１２月１５日～平成２４年１月１６日

⑵　意見数

３４件

|  |  |
| --- | --- |
| 意見の対象となった条例骨子案 | 意見数（件数） |
| １　条例骨子案全般 | ８件 |
| ２　理容師法関係条例骨子案 | ４件 |
| ３　美容師法関係条例骨子案 | ４件 |
| ４　興行場法関係条例骨子案 | １件 |
| ５　旅館業法関係条例骨子案 | １２件 |
| ６　公衆浴場法関係条例骨子案 | ３件 |
| ７　クリーニング業法関係条例骨子案 | ２件 |
| 合　　計 | ３４件 |

２　御意見の内容と本市の考え方

⑴　条例骨子案全般（８件）

|  |  |
| --- | --- |
| 御意見 | 本市の考え方 |
| ○条例としてとりあげる内容では充実している。（１件） | 本市の条例で定める構造設備，衛生措置の基準に基づき，生活衛生関係営業に対する衛生管理の確保に努めてまいります。 |
| ○今回は，特にありません。（１件） |
| ○京都府条例を継承していれば，特に問題ない。（他に同様意見３件，計４件） | 本市の条例で定める基準については，これまで京都府の条例で定めていた基準と原則同一の内容として，京都市内と市外とで適用される基準が異なることがないようにしております。 |
| ○規制強化する姿勢がないのは，よい。単純に規制に走るのでなく，専門的見地から必要な規制の在り方について常に検証を続けてほしい。（１件） | それぞれの生活衛生関係営業における衛生が確保されることを前提に，社会の動向を踏まえた検証を続けてまいります。 |
| ○保健所のみなさんの専門性を生かして，今後も京都の衛生環境の保持増進に努めてほしい。（１件） | 本市の公衆衛生の確保，向上を図るため，各区保健センター職員の専門性を最大限活用し，業務の推進に努めてまいります。 |

⑵　理容師法関係（４件）

|  |  |
| --- | --- |
| 御意見 | 本市の考え方 |
| 【理容師の衛生措置】  ○鼻毛そり，耳内清掃の禁止は必要ない。  　（他に同様意見１件，計２件） | 本市の条例において，鼻毛そり及び耳内清掃を禁止する規定は設けておりません。 |
| 【理容所以外の場所で業務をおこなうことができる場合】  ○家庭内において（常時）要介護が必要な市民等の理容についても考慮する必要があると思われる。（１件） | 理容師法施行令に規定する「疾病その他の理由により，理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合」に該当するものであり，本市の条例によらずとも，介護が必要な方については，家庭内で理容サービスを受けていただくことができます。 |
| ○出張理美容について，社会福祉施設での実施が可能と条例で明確に定める点を評価します。（１件） | 社会福祉施設での理美容の提供は不可欠なものであり，本市の条例において，理容所以外の場所で業務を行うことができる場合として規定しております。 |

⑶　美容師法関係（４件）

|  |  |
| --- | --- |
| 御意見 | 本市の考え方 |
| 【美容師の衛生措置】  ○手洗いの洗浄と消毒については，現実に営業で仕事がスムーズに進行しないことが発生し，出来ないのが現状です。又，行ったとしても手指の弱い者は皮フ荒が発生してきます。洗浄，消毒を客一人ごとにするのは公衆衛生上必要と思うが，もう少し柔軟には考えられないか。（１件） | 作業に当たる美容師の手指の洗浄，消毒は，感染症の拡大予防など美容を受ける客の衛生確保のために不可欠であるため，本市の条例においては，衛生上必要な措置として規定しております。 |
| 【美容所以外の場所で業務をおこなうことができる場合】  ○着物屋さんが着付けを無料で行い，場合によってはセット（ヘアースタイル）がサービスというのがあります。神社が七五三の祈祷料，貸衣装，写真のセット料金にセット（ヘアースタイル）がサービスというのがあります。また,店に来られない方を家に訪問する場合の基準と接し方を明確にする必要があります。（１件） | 美容の業は美容師の資格をもった者が美容所で行うことが美容師法で，また，美容所以外の場所で業務をおこなうことができる場合として「疾病その他の理由や儀式の直前に美容を行う場合」が美容師法施行令で規定されています。美容師法，美容師法施行令及び本市の条例に規定する基準等が適正に守られるよう今後も監視指導を行ってまいります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○家庭内において（常時）要介護が必要な市民等の美容についても考慮する必要があると思われる。（１件） | 美容師法施行令に規定する「疾病その他の理由により，美容所に来ることができない者に対して理容を行う場合」に該当するものであり，本市の条例によらずとも，介護が必要な方については，家庭内で美容サービスを受けていただくことができます。 |
| ○出張理美容について，社会福祉施設での実施が可能と条例で明確に定める点を評価します。（１件） | 社会福祉施設での理美容の提供は不可欠なものであり，本市の条例において，理容所以外の場所で業務を行うことができる場合として規定しております。 |

⑷　興行場法関係（１件）

|  |  |
| --- | --- |
| 御意見 | 本市の考え方 |
| 【全般】  ○府条例と同じであればよい。（１件） | 本市の条例で定める基準については，これまで京都府の条例で定めていた基準と原則として同一の内容とし，京都市内と市外とで適用される基準が異なることがないようにしております。 |

⑸　旅館業法関係（１２件）

|  |  |
| --- | --- |
| 御意見 | 本市の考え方 |
| 【清純な環境を保つ必要がある社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類する施設】  ○清純な環境を保つ必要がある施設という規定の位置づけからすればスポーツ施設に関しては規定から外しても問題がないと考えられる。（１件） | スポーツ施設の中には，幼児，児童，生徒が利用する施設もありますので，本市の条例では，清純な環境を保つ必要がある施設として規定を設けております。 |
| 【構造設備の基準－全般】  ○京都に多様な宿泊施設ができるように必要な規制緩和（帳場や帳場内トイレの設置など）は考えてもよいと思う。ただし，これまでの京都観光の魅力づくりに貢献されてきた和風旅館のみなさんの意見には十分配慮する必要がある。すぐに結論を求めるものではないが，今後検討を続けてほしい。（１件） | ご意見を踏まえ，宿泊利用の形態が少人数かつ限定的である簡易宿所営業の許可については，玄関帳場の設置を緩和することができるよう，条例骨子案を修正しております。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○条例骨子案「４　構造設備の基準（３）」の削除と京町家の簡易旅館版をつくることを検討してほしい。（一軒家利用のもの）（１件） | ご意見を踏まえ，宿泊利用の形態が少人数かつ限定的である簡易宿所営業の許可については，玄関帳場の設置を緩和することができるよう，条例骨子案を修正しております。 |
| ○一棟一組宿泊施設である京町家の簡易宿泊の無駄な規制を緩和してほしい。（１件） |
| 【構造設備の基準－簡易宿所営業の玄関帳場】  ○京町家簡易宿泊施設の帳場設置は不必要ではないか。（１件） |
| ○帳場の５㎡以上の規制は大きすぎる。  　（１件） | 本市の条例において，帳場の面積の基準について具体的な広さは規定しておりません。 |
| 【構造設備の基準－簡易宿所営業の従業員便所】  ○京町家簡易宿泊施設の従業員専用トイレは不必要である。  　（他に同様意見１件，計２件） | 本市の条例においては，従業員専用便所の設置を規定しておりませんが，従業員が客室内便所を利用することは認めておりませんので，施設内に共用の便所を設けるよう指導しております。 |
| 【構造設備の基準－簡易宿所営業の寝室の高さ】  ○中２階の場合，天井高が２メートル以下では寝室として認めないのは，一棟利用では不必要な規制である。（１件） | 本市の条例において，客室の天井高について規定しておりません。なお，階層式寝台（いわゆる「二段ベッド」など）を置く場合は，「上段と下段の間隔がおおむね１メートル以上であること」と旅館業法施行令に規定されていますので，天井高が２メートル以下の部屋あるいは場所で階層式寝台を利用させることは客の利用に支障を来すおそれがあるので，「階層式寝台を置く寝室」としないよう指導しております。 |
| ○高さが２メートル以下の部屋もカウントされないのは，不合理ではないか。（１件） |
| 【構造設備の基準－簡易宿所営業の客室】  ○廊下がなく通り部屋から風呂・洗面に行く場合は寝室として認めないのは，一棟利用では不必要な規制である。（１件） | 客室の中でどの部分を寝室部分とするかは，客室内に設けられている台所や便所，風呂など明らかに寝室部分になり得ない場所を除き，営業者が定めるべきものと考えていますが，一棟利用の施設であっても複数組の客の利用に供することができる施設（客室は１つであるがその客室内には複数個の部屋があり，それぞれの部屋を別の組の客が利用するもの）の場合，各組の占有でなく共有部分となる部屋について客室とすることはできません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○水回りなどへ行くために通って行かないといけない部屋は㎡数にカウントされないのは，不合理ではないか。（１件） | 客室の面積の算定については，御指摘の部屋が「客室内の部屋」であれば算定いたしますが，共用部分となる部屋については，算定しておりません。 |

⑹　公衆浴場法関係（３件）

|  |  |
| --- | --- |
| 御意見 | 本市の考え方 |
| 【公衆浴場の場所の配置の基準】  ○一般公衆浴場間の距離が２５０ｍ以上は疑問,職業選択の自由等憲法の規定からして違憲の疑いと政府が提唱している規制（緩和）改革の方針から外れており，検討することが必要と思われる。（１件） | 一般公衆浴場については日常生活において保健衛生上必要な入浴のために設けられている施設であり，その維持，確保を図る必要があります。また，物価統制令による入浴料金の統制を受けている営業でもあります。一般公衆浴場の置かれたこれらの状況を踏まえると，経営困難を理由とする転業や廃業を防止し，経営を安定化させるには，経営者の努力のみに頼ることは困難な状況にあるといえます。距離制限による適正配置規制は，一般公衆浴場の濫立による無用の競争を回避し，経営を安定化させるために設けられた規制であり，一般公衆浴場の維持，確保を図るためには必要であると考えています。 |
| 【衛生及び風紀に必要な措置の基準】  ○清潔度合等の衛生管理及び施設・サービスの充実等が図られるべきである。（１件） | 本市の条例においては，京都府の現行の条例と同内容の基準を定めております。今後とも浴場の衛生管理の確保のため，必要な指導を行ってまいります。 |
| ○消毒装置，ろ過器等の管理を行い，湯水の衛生が確保されるようにしてほしい。  　（１件） | 湯水の衛生の確保をはじめ，浴場の衛生管理については，各区保健センターを中心として施設への定期的な立入検査を行うなど，必要な指導を行ってまいります。 |

⑺　クリーニング業法関係（２件）

|  |  |
| --- | --- |
| 御意見 | 本市の考え方 |
| 【全般】  ○クリーニングの条例案には満足している。（１件） | 本市の条例で定める構造設備，衛生措置の基準に基づき，生活衛生関係営業における衛生管理に努めてまいります。 |
| 【その他】  ○引火性溶剤の取扱いについても規定するのか。（１件） | 本市の条例において，引火性溶剤の取扱いに関する規定は設けておりません。 |